

問題 I

次の本文と、本文中の下線部（ア）、（イ）に関する文章を読み、空欄〔（1）〕〔（2）〕～〔（25）〕〔（26）〕に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

神職の家に生まれ育った〔（1）〕〔（2）〕は、和歌の道に優れた文化人であった。〔（3）〕〔（4）〕の命を受けて藤原俊成が撰上した『〔（5）〕〔（6）〕』に若くして1首が入集するなど、地下歌人として才能を認められるようになり、〔（7）〕〔（8）〕によって和歌所が再興されると、藤原家隆、飛鳥井雅経らとともにその寄人に任じられた。このときに撰上された歌集にも10首が入集しており、あわせて25首を勅撰集に残している。一方で、神職の地位を得ようとし、河合社ただすのやしろの禰宜になることを望んだが、〔（7）〕〔（8）〕の後ろ盾があったものの、一族の反対にあって叶わず、しまいには寄人の職を投げ打ち、50歳を迎えた春、出家して大原の山中に閑居し、しばらくして日野の草庵に移り、そこで『〔（9）〕〔（10）〕』を著した。天災や戦乱、飢饉が相次ぎ、社会が大きく変わりゆく時代を生きた〔（1）〕〔（2）〕は、以下の〔1〕から〔4〕に一部を引用するように、若い時分に京の都で体験した災厄の数々を『〔（9）〕〔（10）〕』の中で述懐しており、ここから、中世の人々の災害観を垣間見ることができる。

- 〔1〕 去安元三年四月廿八日かとよ。風烈しく吹きて、静かならざりし夜、戌の時許ほかり、都の東南より火出で来て、西北に至る。はてには朱雀門、〔（11）〕〔（12）〕、大学寮、民部省などまで移りて、一夜のうちに塵灰となりにき。
- 〔2〕 また、治承四年卯月のころ、中御門京極のほどより大きな辻風おこりて、六条わたりまで吹ける事侍りき。三四町を吹きまくる間に、こまれる家ども、大きなも小さきも、一つとして破れざるはなし。（中略）辻風は常に吹くものなれど、かかる事やある、ただ事にあらず、さるべきものさとしか、などぞ疑ひ侍りし。
- 〔3〕 また、〔（13）〕〔（14）〕のころとか、久しくなりて覚えず、二年があひだ、世中飢渴して、あさましき事侍りき。（中略）さまざまの御祈はじまりて、なべてならぬ法ども行はるれど、更にそのしるしなし。京のならひ、何わざにつけても、みなもとは田舎をこそ頼めるに、絶えて上るものなければ、さのみやは操もつくりあへん。念じわびつつ、さまざまの財物、かたはしより捨つるがごとくすれども、更に、目見立つる人なし。たまたま換ふるものは金を軽くし、粟を重くす。乞食、路のほとりに多く、愁へ悲しむこゑ聲耳に満てり。前の年、かくの如く辛うじて暮れぬ。明るる年は立ち直るべきかと思ふほどに、あまりさへ疫癘えきらいうちそひて、まささまに、あとかたなし。
- 〔4〕 また、同じころかとよ、おびたたくおびたたく大地震ふる事侍りき。（中略）都のほとりには、在々所々、堂舎塔廟、一つとして全からず。或はくづれ、或はたふれぬ。塵灰たちのぼりて、盛りなる煙の如し。地の動き、家のやぶる音、雷にことならず。家の内にをれば、忽ちにひしげなんとす。走り出づれば、地割れ裂く。

日本における災害観は、古くから宗教的色彩を色濃く持ち、天災地変や飢饉・疫癘は神霊の祟り・怒りであるという心が広く形成されてきた。『〔（9）〕〔（10）〕』は、辻風（竜巻）に対して、神や仏の警告ではないかという不安を吐露している〔2〕。同様の記述は他の文献にも見られ、たとえば、『〔（15）〕〔（16）〕』治承4年5月2日条には、「辻風は常の事たりと雖も、未だ今度の事の如きあらず。仍つて尤も物怪となすべきか」とある。また、特に西日本に甚大な被害をもたらした、治承・寿永の乱の帰趨にも少なからぬ影響を及ぼした〔（13）〕〔（14）〕年間の飢饉を表した筆致からは、災異消伏の祈願が様々に行われたが効果なく、人々の困窮する状況をうかがうことができる〔3〕。

平安末期から鎌倉期にかけて興った新たな仏教宗派は、政治体制が変革し、不安定な社会情勢が続いた世相を背景として、災異を逃れようとする民衆の間に広まった。仏教的解釈を伴った災害観は、たとえば、(17) (18) が著した『(19) (20)』に見出すことができる。(17) (18) は、経典を論拠にして、飢饉や地震が頻発する所以を、世の人々が正法に背いて、念仏(ア)の邪法に帰依したために、善神は国を捨てて去り、聖人も辞して還らず、魔や鬼が満ちて災難が続くことになったと説いた。この書は、他宗の排斥を求め、それが果たされなければ他国侵略と内乱を招くと予言するもので、執権(21) (22) の代に伊豆流罪を命ぜられる要因ともなった。

年号を改める改元もまた、平城京の時代には祥瑞の出現による場合が多く見られたが、平安期以降になると災害に対する徳政的な対応の一つと位置付けられていった。朝堂院の正殿にあたり、即位式や大嘗会などの国儀大礼が執り行われた場所であった(11) (12) は、安元大火の際に焼失して[1]、この後、再建されずに終わっている。この火災がもととなって元号は治承に改元された。『(15) (16)』治承元年8月5日条によれば、改元の詔書には「(11) (12) に火あり。百辟朝享の旧墓、灰燼空しく積る」とあったという。(13) (14) の飢饉の後には寿永へ、元暦の地震の後には文治へと改められた。

(1) (2) は自らが体験した(イ) 五大災厄の最後に元暦地震を記し、その規模と、人々の動揺する様を巧みに描き出した[4]。震災が人心に及ぼした衝撃は計り知れず、『(15) (16)』元暦2年7月9日条には「午の刻、大地震。古来大地の動く事ありと雖も、未だ人家を損亡する例を聞かず。仍つて暫く騒がざる間、舎屋忽に壊れ崩れんとす。(中略) 舎屋等地に伏さずと雖も悉く傾危し、或は棟折れ、或は壁壊る。築垣に於ては一本も残らざるが如し。伝え聞かば、京中の人家、多く以て顛倒す。(中略) 大地所々破裂し、水出で涌くが如しと云々」とあるのが見える。『(9) (10)』によれば、「おほかたその余波、三月ばかりや侍りけむ」とあり、余震が三か月余り続いたというが、「すなはちは、人みなあぢきなき事をのべて、いささか心の濁りもうすらぐと見えしかど、月日かさなり、年経にしのちは、ことばにかけて言ひ出づる人だになし」とする指摘は、いまの私たちへの教訓ともなる。

(ア) 末法の世では念仏を唱えることだけが阿弥陀仏の本願にかなった正行であり、これによって誰しものが極楽浄土に往生できると説く『選択本願念仏集』は、『(15) (16)』の著者の求めに応じて撰述されたものであった。貴族を中心に武士や庶民へと仏教思想を浸透させる一助となったものの、他力易行の専修念仏を勧める教えには、強い批判も向けられた。

(イ) 『(9) (10)』には、先に引用した[1]から[4]の間に、「治承四年水無月の比、にはかに都遷り侍りき。いと思ひの外なりし事なり。(中略) ことなるゆゑなくて、たやすく改まるべくもあらねば、これを世の人安からず憂へあへる、実にことわりにも過ぎたり」と記され、今日の私たちが想像する災害とは異なる都遷りを「世の不思議」の一つに数え、飢饉や地震などと並列に扱っているところは興味深い。摂関家領の帰属をめぐる(3) (4) と対立した(23) (24) は、軍を率いて上洛し、院政を停止させ(3) (4) を幽閉した。これに抗して(3) (4) の皇子が挙兵するが、事前に露顕し、興福寺へ向かう途中に討たれた。この直後、(23) (24) は突如として(25) (26) への遷都を断行したのである。「凡そ異議紛紜、巷説縦横、縋索貴賤、仰天を以て事となす」事件であった(『(15) (16)』治承4年6月2日条)。わずか半年余りの後、遷都されるに至るが、平安京を荒廃させ、人心に戸惑い、空虚さを生んだ。当時の人々にとっては災厄といっても過言ではなかったのだろう。

[語群]

- | | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 01. 吾妻鏡 | 02. 栄西 | 03. 開目鈔 | 04. 鴨長明 | 05. 寛喜 |
| 06. 寛正 | 07. 観心本尊鈔 | 08. 教行信証 | 09. 玉葉 | 10. 金葉集 |
| 11. 愚管抄 | 12. 恭仁 | 13. 江記 | 14. 興禅護国論 | 15. 後拾遺集 |
| 16. 後白河院 | 17. 後鳥羽院 | 18. 西行 | 19. 摧邪輪 | 20. 山家集 |
| 21. 慈円 | 22. 詞花集 | 23. 紫香楽 | 24. 沙石集 | 25. 正嘉 |
| 26. 正法眼蔵 | 27. 小右記 | 28. 白河院 | 29. 新古今集 | 30. 親鸞 |
| 31. 崇徳院 | 32. 清涼殿 | 33. 千載集 | 34. 大極殿 | 35. 大内裏 |
| 36. 平清盛 | 37. 平重盛 | 38. 平忠正 | 39. 平忠盛 | 40. 平正盛 |
| 41. 内裏 | 42. 高倉院 | 43. 中右記 | 44. 朝集殿 | 45. 朝堂 |
| 46. 徒然草 | 47. 道元 | 48. 鳥羽院 | 49. 難波 | 50. 日蓮 |
| 51. 福原 | 52. 方丈記 | 53. 北条貞時 | 54. 北条時宗 | 55. 北条時頼 |
| 56. 北条長時 | 57. 北条泰時 | 58. 明恵 | 59. 無住 | 60. 明月記 |
| 61. 養和 | 62. 吉田兼好 | 63. 立正安国論 | 64. 梁塵秘抄 | 65. 六波羅 |

問題 II

次の本文と、本文中の下線部（ア）～（オ）に関する文章を読み、空欄〔(27)〕〔(28)〕～〔(49)〕〔(50)〕に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

1860年代に入り、日本人が、漂流などの偶発的要因によらず、海外に渡航し帰国することが可能になった。いわゆる安政の五カ国条約批准のための遣米使節団をはじめ、幕府は、様々な目的で遣外使節を派遣した。幕府から留学生も派遣されるようになり、それまで書物や伝聞を通して得ていた海外の情報を、日本人が現地ですらタイムラグなしに得る道が開かれたのである。

しかし、当初から日本人が自由に海外渡航でき、日本国内で一気に海外事情が広まった訳ではない。1862年から1863年にかけての遣欧使節団に随行した福沢諭吉は、海外では絶えず使節団の御目付役による監視がついており、情報収集したくとも外国人に会うことが難しかったと『福翁自伝』の中で述懐している。また攘夷の嵐が吹き荒れた1860年代前半、海外経験を帰国後すぐ活かすのは極めて難しく、欧米諸国の見聞記録や考察の大半は、幕府に提出された報告書の中に留められていた。海外の文物に対する関心を表明できるようになったのは、薩英戦争・四国連合艦隊下関砲撃事件（いわゆる下関戦争）などを経て過激な攘夷論が沈静化していった1860年代後半である。このような変化に呼応し、福沢は1866年に『西洋事情』初編を刊行した。幕府が現在のパスポート（旅券）に相当する証書を発行したのも同年のことである。海外へ派遣される留学生の数も増加し、留学先や学習範囲も多様になった。福沢は更に1869年、『(27) (28)』を刊行し、児童に学校で幅広く世界地理や海外事情を学ばせようとした。これは『西洋事情』と共に当時のベストセラーとなった。

明治政府が派遣した遣外使節として最も有名なのは、1871年から1873年にかけて各国を歴訪し世界一周した岩倉使節団である。使節団派遣を提言した御雇外国人の(29) (30) はアメリカから長崎に来日した宣教師で、大学南校で教鞭をとる一方、政府顧問を務めていた。提言書「ブリーフ・スケッチ」の中で、(29) (30) は「極端な保守派（攘夷家）の指導者の中から幾人かを他の任務の高官らと組み合わせるとよい結果を生むかもしれない」と述べた。その方が、西洋社会と一定の距離を保ちバランスのとれた考察ができるだろうし、使節団の収集した情報に対する受け入れ側の抵抗感を和らげることにもなると考えたのである。これを反映し、岩倉使節団には様々な人材が参加した。上層部こそいわゆる藩閥出身者で占められたが、使節団全体としては、年齢・出身・学問的背景にバランスをとる配慮がなされた。岩倉使節団の公的報告書『特命全権大使米欧回覧実記』を編纂した久米邦武も、昌平黌で学び、佐賀藩主(31) (32) の近習も務めた儒学者だった。(31) (32) がアームストロング砲や反射炉の製造をいち早く導入するなど、近代化政策に着手していたことも、久米に少なからぬ影響を与えている。久米がバランスのとれた考察を述べ、視察した産業技術を詳細に記すことができたのも、その知的背景によるところが大きい。

旧幕臣の福地源一郎も、幕府遣外使節として二度渡欧した後、岩倉使節団に一等書記官として随行した。福地は帰国後、『東京日日新聞』で政府支持の論陣を張る一方、演劇改良運動にも力を入れ、その理想を実現する場として、1889年に(33) (34) を開設するなど、幅広く活躍している。

岩倉使節団には留学生も多数同行した。例えば(35) (36) は、主君に同行してアメリカに留学し、マサチューセッツ工科大学で鉱山学を学んだ。帰国後は三池炭鉱事業など日本の石炭産業の発展に尽力し、日本工業倶楽部の初代理事長を務めるなど、日本の財界を牽引した。中江兆民はフランスに留学し、大久保利通の次男である牧野伸顕はアメリカに留学した。牧野は後年、文化政策に力を注ぎ、第一次西園寺内閣の閣僚として、1907年に第一回(37) (38) 開催に尽力した。牧野は『回顧録』の中で、「元来日本には各種の芸術に家元と称するものがあって、師匠、弟子の関係が成立し、すべて保守的な仕組みになっていて」と旧来の画壇のあり方を批判し、「維新以後日本が海外の影響を受ける

ようになってからはこの陋習は人気に添わず、(中略) (37) (38) の開催は従来の旧慣からのかかる解放を助長する上に、かなり有用な役割りを演じたと思う」と記している。牧野はまた、パリ講和会議の全権委員も務めた。このように岩倉使節団に関わった人材は多士済々で、帰国後に多岐にわたる分野で活躍した。

19世紀後半以降の日本人の海外渡航には、外交交渉や海外情報の習得だけでなく、日本文化を海外に伝える目的も含まれていた。当時、西洋諸国で盛んに開催された万国博覧会は絶好の機会を提供し、1867年のパリ万博には、幕府に加え、佐賀藩、薩摩藩が独自に出品し使節を派遣した。幕末・明治初期には人目を惹く美術・工芸品の出展が目立ったが、次第に日本紹介のあり方が工夫されるようになり、日本は双方向的な海外交流事業に本格的に乗り出していった。世紀転換期には、(39) (40) が『武士道』を刊行するなど、日本人が英語で日本文化や精神を論じた著作も発表されるようになった。キリスト教徒であった(39) (40) は、1920年から国際連盟事務局次長として活躍し、国際平和に貢献した。

(ア) 18世紀末頃から、西洋諸国は幕府に開国を促す手段の一つとして漂流民の保護と送還を行なうようになり、一方の幕府も漂流民たちのもたらす情報や識見を次第に侮れなくなっていった。津太夫もそのような漂流民の一人で、1793年にアリューシャン列島に漂着しロシアにわたったが、他の4名の日本人と共に1804年、レザノフに伴われて長崎に送還され帰国した。大槻玄沢は帰国後の彼らから漂流の記録やロシア事情を聞き、『(41) (42)』をまとめた。

(イ) 西洋諸国以外の場所への使節派遣を勧める提言もなされた。例えば1862年に佐久間象山は幕府宛に次のような意見書(上書稿)を送った。

「第一は差向き御人選を以て、(43) (44) 辺迄洋船御買上御用被仰付差遣され度、左候はば、御船備早速に御調ひ御座候のみに無御座候、其往来の間、外国港々備禦の形勢をも実見、何かと御心備に可相成と申義に御座候。」

このように佐久間はアヘン戦争以降のアジアの状況を実地検分する重要性を説いた。(43) (44) は19世紀にオランダ東インド会社によってアジア貿易の拠点とされ、その後も西洋諸国のアジア貿易において重要な位置を占めていた。

(ウ) 福沢諭吉は『西洋事情』初編の中でアメリカ独立宣言を翻訳した。「天の人を生ずるは億兆皆同一轍にて、之に附与するに動かすべからざるの通義を以てす。即ちその通義とは人の自から生命を保し自由を求め幸福を祈るの類にて、他より之を如何ともすべからざるものなり」という一節は後の『学問のすゝめ』の有名な冒頭につながる内容である。『学問のすゝめ』において、福沢は『(45) (46)』に、人学ばざれば智なし、智なき者は愚人なりとあり。されば賢人と愚人との別は、学ぶと学ばざるとに由て出来るものなり」と記した。『(45) (46)』は、平安後期に成立したといわれる道徳教科書で、寺子屋などで広く用いられていた。

(エ) 幕府派遣の留学生の中には明治維新後、一時的に不遇だった者も少なくなかったが、一方で明治時代に再度留学し、才能を開花させた者もいた。(47) (48) は1870年からの二度目のイギリス留学で数学・物理学を学び、日本に近代数学を導入した。後に第一次桂内閣の文部大臣・理化学研究所初代所長などを歴任し、日本標準時制定や震災予防調査会創設にも尽力している。

(オ) この時、佐賀藩からパリに派遣された佐野常民は、その後、明治政府の博覧会行政において中心的役割を担った。佐野はまた、西南戦争で負傷した両軍の兵士救護のため、1877年に(49) (50) を設立した。(49) (50) は後年、日本赤十字社となり、現在も社会事業において重要な役割を担っている。

[語群]

- | | | | |
|------------|-----------|------------|------------|
| 01. 愛国社 | 02. アユタヤ | 03. アンナン | 04. 井上準之助 |
| 05. 岩崎弥太郎 | 06. 院展 | 07. 植村正久 | 08. 内村鑑三 |
| 09. 海老名弾正 | 10. 嚶鳴社 | 11. 大木喬任 | 12. 岡倉天心 |
| 13. 華夷通商考 | 14. 金子堅太郎 | 15. 歌舞伎座 | 16. 環海異聞 |
| 17. 菊池大麓 | 18. 救世軍 | 19. グラバー | 20. 黒田長溥 |
| 21. 訓蒙窮理図解 | 22. 経国集 | 23. 芸術座 | 24. ケプロン |
| 25. 玄洋社 | 26. ゴア | 27. 小崎弘道 | 28. 後藤象二郎 |
| 29. 済生会 | 30. 采覧異言 | 31. ジェーンズ | 32. 実語教 |
| 33. 自由劇場 | 34. 春陽会 | 35. 条約十一国記 | 36. 鈴木梅太郎 |
| 37. 西域物語 | 38. 西洋旅案内 | 39. 世界国尽 | 40. 前進座 |
| 41. 伊達宗城 | 42. 田中館愛橘 | 43. 団琢磨 | 44. 築地小劇場 |
| 45. 庭訓往来 | 46. 帝国劇場 | 47. 帝展 | 48. 童子問 |
| 49. 童蒙教草 | 50. 都鄙問答 | 51. 外山正一 | 52. トンキン |
| 53. 長岡半太郎 | 54. 鍋島直正 | 55. 二科会 | 56. 新渡戸稲造 |
| 57. 日本幽囚記 | 58. 博愛社 | 59. バタビヤ | 60. ヒュースケン |
| 61. フェーザン会 | 62. フルベッキ | 63. 文展 | 64. ヘボン |
| 65. 北槎聞略 | 66. 牧野富太郎 | 67. 松方幸次郎 | 68. 山内容堂 |
| 69. 立志社 | 70. ルソン | | |

問題 III

次の [1] と [2] の文章は、ある一人の外交官の回想録をもとに作成したものである。以下の本文と、本文中の下線部 (ア) ～ (オ) に関する文章を読み、空欄 (51) (52) ～ (75) (76) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

[1] 米国の招請で、ワシントン会議が開かれたのは、1921年（大正10年）であった。日本の全権は、海軍大臣 (51) (52) ，貴族院議長徳川家達，それに ^(ア) 駐米大使としてワシントンにいた私の3人であった。私は前からワシントンにいたので、この会議が招請されたいきさつを関知していた。実はイギリスとアメリカとの間に、大戦後の課題である軍備縮小の話し合いをしようというのであった。 (51) (52) がその方の権威で、専ら折衝していたから、私は主として太平洋問題や、中国問題に努力を集中していた。海軍軍縮の問題では、随員の (53) (54) 君は、そのときは中将だったと思うが、5・5・3の比率に反対して、大いにアメリカ側とやり合った。この (53) (54) 君は、1930年（昭和5年）の ^(イ) ロンドン会議の軍縮条約に反対し、軍令部に拗って氣勢をあげた。

[2] 1931年9月19日の朝、私は駒込の自宅で、朝飯の卓上で新聞を読んでいた。ふと目に映ったのは、 ^(ウ) 柳条湖における日満兵衝突の記事であった。すぐに外務省へ電話をかけ、首相官邸へかけつけて、若槻首相に外務省着電の概要を報告し、すぐ臨時閣議を招集してもらった。その翌日か、翌々日に、 (55) (56) 陸相はこういう事実だといって、書いたものを閣議に持って来た。戦局はどんどん拡大し、 ^(エ) 長春からは東の方へ、奉天からは西の方へと、兵を進めた。そのうちに、朝鮮軍の越境事件が起こった。関東軍司令官の本庄繁大将から、朝鮮軍司令官の林銑十郎大将に援兵を求めたのである。1931年12月、 ^(オ) 第二次若槻内閣は満州事変が原因で総辞職し、私は長い間の外務大臣を引退した。満州事変が直接の原因というのではないが、この拡大する事変を処理するには内閣を改造して、挙国内閣で行こうという内務大臣安達謙蔵君の策動から、若槻首相もさじを投げ、閣内不統一ということで総辞職となったのである。

(ア) この回想の語り手である (57) (58) は、戦前の日本を代表する外交官の一人である。

1896年に外交官試験に合格してそのキャリアをスタートさせ、ロンドン総領事館補、駐米大使館参事官、オランダ公使などを経て第一次世界大戦勃発の翌年に外務次官となった。その後駐米大使としてワシントン会議に臨み、1924年に外務大臣に就任した。第一次世界大戦がはじまった際、日英同盟に基づいて日本はドイツに宣戦布告して参戦し、 (59) (60) を占領してドイツの権益を獲得した。しかし、アメリカ大統領の (61) (62) の呼びかけによって開催されたワシントン会議において、 (59) (60) は中国に返還することが決まった。

(イ) 1930年に開催されたロンドン海軍軍縮会議では、日本側から首席全権若槻礼次郎、海軍大臣 (63) (64) が参加し、英・米・日の補助艦の比率を10・10・7とし、主力艦の建造を延期した。これに反対したのが軍令部長の (53) (54) である。当時海軍内は軍縮推進派（条約派）と反対派（艦隊派）に分裂しており、 (53) (54) は後者の中心人物であった。なお、このとき条約派の一員であった (65) (66) は、1934年に首相となるが、その政権下の1936年にはロンドン海軍軍縮会議を脱退して、日本は軍備無条約時代を迎えることになる。

(ウ) 1931年9月18日に発生した柳条湖事件は、満州事変の発端となった。事変に対処した (55) (56) 陸相はのちに朝鮮総督、大日本政治会総裁などを務め、敗戦後は極東国際軍事裁判でA級戦犯として終身禁錮刑の判決を受けた。この極東国際軍事裁判では、主席検察官をアメリカ人のキーナンが務め、判事は、裁判長のオーストラリア人 (67) (68) 以下、インドのパル、オランダのレーリンクなどで構成された。

(エ) 満州事変によって関東軍は中国東北地方の三省を武力占領し、1932年3月に満州国が建国された。その後、関東軍はさらに北の興安と西の (69) (70) 省にまで進出した。満州国建国後の1932年9月には、抗日ゲリラが炭坑を襲撃し、その報復として、関東軍が炭坑労働者の居住する地域の住民を虐殺した (71) (72) 事件も発生した。こうした事態を経て、日本は国際社会から孤立していくことになる。

(オ) 若槻礼次郎は1926年に第一次内閣を組織した。その翌年、 (73) (74) の経営悪化をめぐる片岡直温大蔵大臣の失言をきっかけに、銀行の破産や休業が誘発され、金融恐慌が発生した。これを受けて若槻内閣は台湾銀行救済のため (75) (76) を提案したが、枢密院において否決され、内閣は総辞職した。このため混乱は続き、次の内閣で対応策が採られた。

[語群]

- | | | | |
|--------------|------------|--------------------|------------------|
| 01. 荒木貞夫 | 02. 有田八郎 | 03. 板垣征四郎 | 04. ウィルソン |
| 05. ウェップ | 06. 宇垣一成 | 07. 及川古志郎 | 08. 岡田啓介 |
| 09. 加藤友三郎 | 10. 加藤寛治 | 11. 樺山資紀 | 12. 吉林 |
| 13. 金融緊急措置令 | 14. ケーディス | 15. ケナン | 16. 江蘇 |
| 17. 黒竜江 | 18. 西郷従道 | 19. 斎藤実 | 20. 済南 |
| 21. 重光葵 | 22. 四川 | 23. 幣原喜重郎 | 24. 支払猶予令 |
| 25. 島田繁太郎 | 26. 上海 | 27. 重要産業団体令 | 28. 人民戦線 |
| 29. 鈴木貫太郎 | 30. スチムソン | 31. 西安 | 32. セオドア=ローズヴェルト |
| 33. 第一銀行 | 34. 大連 | 35. 高橋是清 | 36. 財部彪 |
| 37. 田中義一 | 38. ダレス | 39. 張鼓峰 | 40. 青島 |
| 41. 東京渡辺銀行 | 42. 東郷茂徳 | 43. 東郷平八郎 | 44. 東条英機 |
| 45. 特別融資緊急勅令 | 46. 永野修身 | 47. 日銀非常貸出法 | 48. 日本銀行 |
| 49. 熱河 | 50. 農工銀行 | 51. ハーディング | 52. バーンズ |
| 53. 浜口雄幸 | 54. 広田弘毅 | 55. フランクリン=ローズヴェルト | 56. 平頂山 |
| 57. 北京 | 58. 香港 | 59. マカオ | 60. 松岡洋右 |
| 61. 万宝山 | 62. 南次郎 | 63. 霧社 | 64. 山本五十六 |
| 65. 山本権兵衛 | 66. 横浜正金銀行 | 67. 吉田茂 | 68. 吉田善吾 |
| 69. 米内光政 | 70. 四・一六 | 71. ランシング | 72. 旅順 |
| 73. 臨時資金調整法 | 74. ロイヤル | | |

問題 IV

次の本文と、本文中の下線部（ア）～（キ）に関する文章を読み、空欄〔77〕〔78〕～〔99〕〔100〕に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

第二次大戦後の農地改革政策は、敗戦後間もない時期に内閣により、^(ア)〔77〕〔78〕の改正法律案が帝国議会に提出されたことに始まる。戦後改革のほとんどが、^(イ)連合軍最高司令官総司令部（GHQ）の主導と介入の下に進められた中で、農地改革は、例外的に日本政府のイニシアティブによって口火を切られた事業であった。

この改正法律案の目指すところは、^(ウ)不在地主の所有する小作地と在村地主の所有する〔79〕〔80〕を超える小作地を、市町村の〔81〕〔82〕の仲介によって地主から小作農に強制的に譲渡させて、小作農を自作農化することであった。また、1946年産米から現物小作料を禁止し、金納小作料に改めさせ、さらには市町村の〔81〕〔82〕を所有階層別選挙により組織する規定なども置いた。ここにその後の農地改革の基本的枠組みが提示されてはいたのだが、閣議では守旧派がこれを潔しとせず、一定の妥協が図られた。さらに議会においても改革への極めて消極的な姿勢が示され、審議は停滞し改正法律案は葬られる形勢となった。

議会における審議の傍ら、GHQから日本政府に対して日本の土地制度に関わる勧告案が交付された。その冒頭には「民主化促進上、^(エ)経済的障害を排除し人権の尊重を全からしめ且数世紀に亘る、^(オ)封建的圧制の下日本農民を奴隷化して来た経済的桎梏を打破するため、日本帝国政府はその耕作農民に対しその労働の成果を享受させる為、現状より以上の均等の機会を保証すべきことを指令せらる」とあり、GHQは上記改正法律案を直接支持する方針であると理解され、議会での審議進行が再開し、法律案の成立を見たのである。

農地改革に関わるGHQの強力な指導と支援は、改革の実施遂行のためにはやはり不可欠な条件であった。千葉や埼玉での現地調査から、地主全員の所持する所有地が〔79〕〔80〕以内であり、小作農が一人も自作農化されることが判明したため、GHQは日本政府に対し、その施策の不徹底さを指摘した。また在村地主から小作農への小作地の売却は、国家がその土地を買収して小作農に売り渡し、自作農とすることを旨とし、市町村の〔81〕〔82〕もその構成割合が土地所有者である地主・自作農の合計が小作農と等しくなるように改組され、小作農の立場が不利にならないように勧告が為された。

日本政府による農地改革政策は当初、小作料の金納化を実現するにとどまっていた。しかし、上記のGHQからの勧告を改めて受け入れ、日本政府は農地改革のための次なる政策の立案に進むことになった。その結果、〔77〕〔78〕のさらなる改正と、〔83〕〔84〕が新たに制定され、全農地中約半分を占めていた小作地が一割程度に減少し、このことにより、^(カ)それまでの権威主義的な地主小作関係は解体されるに至る。日本は戦争により根底から破壊された^(キ)経済の立て直しを余儀なくされてゆくのである。

（ア）地主小作関係の持つ様々な矛盾のあらわれとしての〔85〕〔86〕は、昭和期に入ってその数を増してきた。その内容も、不作などを原因とする経済的対立から、農業利益の配分を問題とする権利闘争へと変化が見られ、やがて大規模な大衆行動を伴いながら組織化され激化してくる。もっとも、日華事変以降の戦時体制の強化とともに、こうした〔85〕〔86〕も弾圧の対象となるが、1938年、「互譲相助ノ精神」に基づく地主小作関係の安定と農業生産力増進を目指して〔77〕〔78〕が制定されるに至った。

（イ）GHQの占領政策によって、思想や言論に対する国家の抑圧が取り除かれた。1948年に著した『日本社会の家族的構成』において、法社会学者〔87〕〔88〕は、西欧近代社会の仕組みや、新憲法の理念などに照らしつつ、日本社会の後進性を批判的に考察した。

- (ウ) 小林多喜二の小説『不在地主』は、北海道で起きた (85) (86) に取材したものである。小林は日本プロレタリア文化運動に参加し、彼の代表作『蟹工船』は、全日本無産者芸術連盟の機関誌『 (89) (90) 』に掲載された。
- (エ) GHQは、財閥を最大の戦争支持勢力の一つであり、彼らこそ戦争による巨利を得たものと考え、その解体・分割こそが日本の非軍事化や経済の民主化に不可欠であるとした。このため、1948年2月に (91) (92) の適用を受け実際に解体された企業のうち (93) (94) は、1950年に三社に分割された。なお (93) (94) は高度経済成長下の1964年に再合併された。
- (オ) 1872年の田畑永代売買の解禁は、原則として従来からの地主や自作農に対し土地所有権を認め、いわゆる封建的領有制を廃止する意味を持った。だが、地主と小作の関係については旧慣がほぼそのまま踏襲され、さらに明治中期にはデフレなどの影響から、多くの下層自作農が小作へと転落した。政府は1899年、農業技術の改良と発達を促進するために (95) (96) を定めた。しかしこの政策は、その前年に施行された明治民法とともに、地主制の保障とはなり得ても、小作人の利益保護には手薄であった。
- (カ) 農地改革の遂行のために耕作農民の運動も盛んであった。その中心的活動組織であり1946年2月に再建された (97) (98) は、もともと、自伝的小説『死線を越えて』の著者たちによって、1922年4月に各地の小作人組合を全国的に組織化して結成されたものであった。
- (キ) 経済学者 (99) (100) は、1938年、治安維持法により検挙され休職を余儀なくされたが、戦後東大に復職し、経済復興のための資金や資材を鉄鋼や石炭などの重点産業に集中投下する傾斜生産方式を提唱して、内閣の政策に大きな影響を及ぼした。

[語群]

- | | | | |
|----------------|------------|--------------|----------------|
| 01. 有沢広巳 | 02. 一町歩 | 03. 王子製紙 | 04. 大内兵衛 |
| 05. 大杉栄 | 06. 大塚久雄 | 07. 越訴 | 08. 会社令 |
| 09. 改造 | 10. 解放 | 11. 価格等統制令 | 12. 過度経済力集中排除法 |
| 13. 川島武宜 | 14. 旧里帰農令 | 15. 郡中惣 | 16. 国人一揆 |
| 17. 小作制度調査委員会 | 18. 小作争議 | 19. 小作調停法 | 20. 小作人組合 |
| 21. 小作料統制令 | 22. 五町歩 | 23. 産業組合法 | 24. 三町歩 |
| 25. 自作農創設特別措置法 | 26. 社会問題研究 | 27. 重要産業統制法 | 28. 重要物産同業組合法 |
| 29. 十町歩 | 30. 食糧管理法 | 31. 新思潮 | 32. 戦旗 |
| 33. 全国農民組合 | 34. 大日本麦酒 | 35. 出入 | 36. 独占禁止法 |
| 37. 土地収用法 | 38. 内閣情報局 | 39. 日本製鉄会社 | 40. 日本農民組合 |
| 41. 日本農民連盟 | 42. 農会法 | 43. 農業基本法 | 44. 農業協同組合法 |
| 45. 農村負債整理組合法 | 46. 農地委員会 | 47. 農地制度改革同盟 | 48. 農地調整法 |
| 49. 福田徳三 | 50. 文芸戦線 | 51. 丸山真男 | 52. 三木清 |
| 53. 三菱重工業 | 54. 民事調停 | 55. 矢内原忠雄 | 56. 山田盛太郎 |
| 57. 湯川秀樹 | 58. 四町歩 | 59. 労働組合期成会 | |